

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例

(岐阜県職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員等のサービスの宣誓に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「別記様式第二」を「別記様式第二」に、「別記様式第三」を「別記様式第三」に、「署名」を「任命権者に提出」に改める。

別記様式第一中「㊦」及び「㊧」を削る。

別記様式第二中「㊨」を「㊩」に改め、「㊦」及び「㊧」を削る。

別記様式第三中「㊦」及び「㊧」を削る。

(岐阜県職員等旅費条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員等旅費条例(昭和三十二年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 旅行命令権者は、前項の規定にかかわらず、旅行の性質上旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示する必要がある旅行として人事委員会規則で定めるものについて旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合には、口頭により行うものとする。

(岐阜県政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

## 附 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年九月一日から施行する。

## 提 案 説 明

押印を廃止すること等により行政手続の効率化を図るため、この条例を定めようとする。